

**地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた  
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に必要な経費に充てるものとされています。

平成30年度球磨村に交付された社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、次のようになっています。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分） 29,010千円  
 （歳出）地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた  
 社会保障施策に要する経費 871,507千円

（単位：千円）

区分	事業名	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 （社会保障 財源化分）	その他
社会福祉	社会福祉・ 障害者福祉事業	211,521	139,483	0	0	4,321	67,717
	高齢者福祉事業	62,951	25,815	0	3,049	2,044	32,043
	児童福祉事業	296,591	168,105	0	11,081	7,042	110,363
	母子福祉事業	404	195	0	0	13	196
	教育振興事業	1,670	0	0	0	100	1,570
	小 計	573,137	333,598	0	14,130	13,520	211,889
社会 保 険	国民健康保険事業 （繰出金）	49,492	19,734	0	0	1,785	27,973
	後期高齢者医療事業 （繰出金等）	106,629	18,780	0	0	5,269	82,580
	介護保険事業 （繰出金）	114,133	0	0	0	6,845	107,288
	小 計	270,254	38,514	0	0	13,899	217,841
保 健 衛 生	医療施策事業 （保健衛生事業）	9,534	1,455	0	0	484	7,595
	疾病予防対策事業 （予防接種事業等）	8,727	129	0	0	516	8,082
	健康増進対策事業 （がん検診等）	9,855	0	0	0	591	9,264
	小 計	28,116	1,584	0	0	1,591	24,941
合 計		871,507	373,696	0	14,130	29,010	454,671

※社会保障財源化分の地方消費税交付金 29,010 千円については、一般財源比率に応じて、按分して充当しています。